平成２９年（フ）第２７１号
福井市花月５丁目１番37号　サンピア花月203、旧住所福井市文京２丁目３番10号
債務者　小寺ミチ子
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
福井市燈豊町第39号１番地47
債務者　松本　宏美
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６１１号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目17番24号コーポ西垣１―102
債務者　森元　初美
1　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６７３号
兵庫県尼崎市昭和南通４丁目57番地　森野ハイツ202号、前住所兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番27号　ハウデイ尼崎105号
債務者　元田　経也
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６９７号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町１丁目18番19号アーク武庫之荘ＮＯ．３　403
債務者　安野　堅一
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７０４号
兵庫県芦屋市南宮町８番12―203号、前住所和歌山県和歌山市有家263番地20
債務者　山下　哲平
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７０５号
兵庫県芦屋市南宮町８番12―203号
債務者　山下美和子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７４８号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目６番５号　レオパレス稲葉荘Ⅱ204、前住所兵庫県尼崎市大島３丁目19番８号　レオパレス高尾Ⅲ105号
債務者　酒巻　浩一
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６８号
奈良県橿原市四条町373番地の４　サニーコート四条Ｂ201号
債務者　村上　佳秀
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第２号
奈良県宇陀市室生無山335番地の１
債務者　森井真一郎
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
山口県山陽小野田市大字厚狭699番地28
債務者　河津由喜代
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで山口地方裁判所宇部支部

平成３０年（フ）第１号
宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎１丁目２番地２
債務者　黒木　ルミ
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第７２６号
神奈川県小田原市扇町５丁目23番10号、前住所神奈川県小田原市久野６番地の10　パレスフカワ101号
債務者　伊藤孝夫こと　權　　孝夫
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５２７号
神戸市北区筑紫が丘３丁目13番地の５
債務者　塚原貴久子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９５号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番２―3001号
債務者　南　　利彦
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９７号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番４―13号、従前の住所神戸市垂水区学が丘７丁目１番22―53号
債務者　本田　未**廣**
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３６号
神戸市須磨区村雨町５丁目１番23号　サンビルダー須磨303
債務者　大毛　涼子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで神戸地方裁判所第３民事部